（査読論文）

清末の「新政」と内モンゴル・ハラチン地域における「近代教育」の発足
―ハラチンの右翼旗と左翼旗の近代学堂創設をめぐって―

アローハン（阿如汗）

はじめに

本稿では、清末の内モンゴル・ハラチン地域における「近代教育」創設の背景と運営の実態を明らかにするとともに、それらの学校教育がモンゴル社会の近代化にどの程度貢献したかという問題を検討する。

清王朝は19世紀後半に入ると、列強の侵略や国内の反乱[1]に苦しみ、同時に満洲人王朝から漢人王朝へと変容し始めた。またこれまで巧みに支配してきた[2]モンゴル地域でも種々の改革を施行しようとする。殊に、光緒27（1901）年に西太后政権が発動した「新政」と呼ばれる一連の近代化政策が、清朝のモンゴル統治における大きな転機となった（岡2010：16）。ちょうどその時、内モンゴル・ハラチン右翼旗の旗長の爵位を襲爵していたグンサンノルブ（Güngsangnorbu，貢桑諾爾布）[3]が、モンゴル王公らの中で最初に清王朝の新たな要求に応じて、光緒27（1901）年に、自らの旗内において新式軍事訓練をおこなった（中見2013：66）。その後、光緒28（1902）年から光緒29（1903）年にかけて、グンサンノルブが日本の協力で崇正学堂（töb-i erkimlekü tangkim）、守正武備学堂（töb-i sakiqu tangkim）、毓正女学堂（töb-i kömüjigülkü tangkim）という3つの学堂を創設した。この3つの学堂はよく知られており、「ハラチン三学」と称されてきた。これについて筆者は、拙稿アローハン2016にて、日本陸軍が、日露戦争前夜における内モンゴルで諜報活動を展開しており、その流れの中でロシアに対する軍事的な関心からハラチン右翼旗に軍人派遣を行ったということを明らかにし、グンサンノルブは日本陸軍参謀本部のこのような計略の上に乗った状態で学堂創設をおこなったと指摘した。そして、ハラチン右翼旗に赴任した日本陸軍軍人の伊藤柳太郎は日露戦争で戦死し、教師の河原操子も日露戦争後に帰国した。その後、ハラチン

---

1 アヘン戦争、アロー戦争およびそれに伴う南京条約、天津条約、北京条約、また太平天国の乱などにより、清朝は疲弊していった。

2 盟旗制度や蒙古例（モンゴル人専用法）など、モンゴルの伝統にある程度配慮した統治方法を採用していた。岡2007、萩2006等を参照。

3 光緒25（1899）年に、グンサンノルブは父親であるワンドトナムジルの爵位を襲爵してハラチン右翼旗第13代旗長となり、1903年にはジョスト盟盟長に補任されている。

右翼旗の学堂に赴任したのが鳥居龍蔵とその夫人の鳥居きみ子であった。

一方、日露戦争後、東北の満洲地方や東部内モンゴルに割拠する日露勢力および日露両国のモンゴル王公への接近に脅威を感じた清朝政府は、管理理藩院尚書の肅親王らに命じて、旧暦の光緒32（1906）年3月から5月にかけて、東部内モンゴル（ジョスト盟、ジョーウダ盟、ジリム盟、シリンゴル盟）で現地調査[4]を行うとともに、本格的にモンゴルにおける「新政」を検討し始めた（トイメル2007:125、焦2010：16）。その随員であった移民・開墾事務を主管する弁墾大臣の姚錫光が東部内モンゴルの視察から着想して、「蒙古教育條議」[5]を上奏した。彼が教育問題に関して、「蒙漢同化における教育宗旨」を提言し、モンゴル人が漢人に同化することによって近代的な国民を創出することを強調した（岡2010：24-25）。

そこで、「蒙漢同化」によって新たな国民を養成しようとする清朝の政策やモンゴル王公グンサンノルブの近代化政策の影響下で、内モンゴル各地の近代教育がいかに実行されていたかという実態を解明する必要が生じる。これまでの研究を見ると、岡2010は、姚錫光がモンゴルにおける「新政」の展開を、統治構造の改変にまで踏み込んで徹底させるべきだと主張したことを、その提言内容を用いて検討している。薛2004は肅親王のモンゴル経営建議を検討し、トイメル2007は呉禄貞のモンゴル経営條議を検討し、焦2010は肅親王一行の東部モンゴルでの調査およびその影響について検討するなど、政策面から清朝の満洲人官僚や漢人官僚によるモンゴル経営建議を論じている。ナヒヤ2010と于2006は、姚錫光の「蒙古教育條議」を紹介し、これがその後のモンゴルに対する教育政策の制定に影響を与えたと述べているが、実証研究がなされていない。グンサンノルブに関する先行研究としては、主に「ハラチン三学」の創設（岡本1999、横田2003）、「ハラチン三学」の日本人教師（横田2004）、グンサンノルブの教育思想（于2001、ナヒヤ2010）、グンサンノルブの改革（哈申其其格2013）などのテーマに関してのみ研究がなされてきた。総じて言うと、日露戦争前に比して日露戦争後のグンサンノルブに関する検討が欠落している。さらに、ハラチン右翼旗の事例のみを取り上げ、ハラチン中旗や左翼旗における学堂の創設、そしてグンサンノルブがそれらにどう関与していたかについてはほとんど触れていない。すなわち従来の研究は、グンサンノルブの近代化政策のみをとりあげていて、しかも清末の「新政」の役割について十分に検討されていない。

したがって、少数のモンゴル人と多数の漢人からなる当時の東南部内モンゴル社会において、モンゴル人でありながら、清朝治下の官僚でもあったグンサンノルブがどのような意図で、いかなる方法でモンゴル社会の近代化を実現しようとしたのかという問題も同時

[4] この調査に関する主な文献として、姚錫光の『籌蒙芻議』、陳祖墉の『東蒙古紀程』、そして呉禄貞の『東四盟蒙古實紀』、『經營蒙古條議』等がある。

[5] 「清末姚錫光蒙古教育条議（節録）」『内蒙古教育志』編委会編1995：581-582。

に考えねばならない。そのため、本稿では、中国第一歴史档案館所蔵のグンサンノルブが清朝に上奏した文書[6]や遼寧省朝陽市ハラチン左翼モンゴル族自治県档案局所蔵の档案史料[7]等を利用して、上記の諸問題を検討することとする。

1. 清末の「新政」とグンサンノルブ

清朝政府は、義和団事件の処理を目的として列強との間で設定された「辛丑条約」締結に先立って、1901年に変法の詔を発布し、「外国の長所を取り、中国の短所を去らしめ、富強を致すことを期すべし」と主張して、一定の近代化を指向する改革を行おうとした。これが所謂「新政」のはじまりである。「新政」のうちのモンゴルに関係する主な内容、特に「移民実辺政策」によって、清朝の軍事的パートナーとして重視されてきたモンゴルの存在意義は完全に否定された。（ブレンサイン2003：42-43）。これまでのモンゴルに対する政策を変えざるを得ない事情を下記の史料からも窺える。

〈筆者による満洲語からの和訳〉…チェンデチオワン[8]のところから上奏したことは（下記の通り）。「時代の様相は恐しく差し迫っており、道理にしたがって、多くのモンゴル人を教化したい」といって上奏したのである。モンゴルの多くの盟は代々（清朝の）北方の支柱である。太平の平穏を受けて、時がたち、安楽に暮らすことを求めて、慣れ親しんできた。この数年より以来、時代の様子が変化しているので、計画を建てて、大略の見当をつけて、これによって集中的に管理して、墾務案件を提出したこと、彼の知らないことはない。…

これは光緒32（1906）年正月に、熱河都統がハラチン左翼旗へ転送した皇帝の勅書[9]である。そこには、奉天省巡撫程徳全の上奏文によりつつ、モンゴルの実態を述べている。

一方、前述のように、日露戦争後の1906年3月から5月にかけて、管理理藩院尚書の肅親王は清朝政府の命令によって、姚錫光、陳祖**壇**、呉禄貞らの随員とともに、東部内モンゴルで現地調査を行うとともに、モンゴルにおける「新政」を策定した。肅親王らの調査団が最初に赴いたのはハラチン右翼旗だった。まず最初に、ハラチン右翼旗において、他のハラチ

---

6 2014年の12月中旬から2015年の1月初旬、そして同年3月に筆者が調査して入手した档案史料である。

7 2013年の9月に筆者が本档案局で調査して入手したハラチン左翼旗の教育関係史料である。

8 程徳全のことを指す。江蘇省出身の奉天省巡撫。

9 ハラチン左翼モンゴル族自治県档案局所蔵の満洲語史料「**关**于熱河都**统**表彰喀左旗捐献熟地**办**学的文件 1906」。档案番号200-179-9。

ン左翼旗、ハラチン中旗、トゥメト左翼旗、トゥメト右翼旗などジョスト盟の王公たちを集めて会議を行った。そして、「ハラチン三堂」を視察し、二週間も滞在した後、グンサンノルブが同行してジョスト盟やジリム盟のその他のモンゴル旗をも視察した（焦2010：18）。

この時の随員であった呉禄貞は異民族が漢族に同化されることを理の当然であると考え、モンゴルを、占拠して開発すべき植民地と見なしていた（トイメル2007:144-145）。一方、教育政策の制定については、移民・開墾事務を主管する弁墾大臣の姚錫光が前述したような「蒙漢同化における教育宗旨」を上奏した。姚錫光によるこの「蒙漢同化」政策は、教育を通して、モンゴル人を漢人に同化させることによって、新たな国民を養成しようとするものであり、以下のように強調している。

〈原文〉今有蒙漢同化之力、則漢民之耕種、工芸、経商各等生活之法、皆蒙民之所取資。試観喀喇沁等蒙漢雑居諸蒙旗、較巴林等未経開放諸蒙旗、其蒙民之衣装、飲食、居処優裕数倍。況受同等之教育、則蒙民生業之發達更可想見。是以、于蒙古有利而無害。前者、光緒十六七年間、熱河境内金丹匪乱之役、実由蒙漢積憤而起、而互相嫌怨、至今未泯、宿根不除、随時可以暴發。若具同化之力、則主客之嫌亦自与之俱化。是以、于漢民亦有利而無害[10]。
〈筆者による漢文からの和訳〉…今、蒙漢同化を実施すれば、漢民の耕種、工芸、商売などの各生活手段をモンゴル人が獲得できる。ハラチンなどの蒙漢混住しているモンゴル諸旗の例を、バーリンなど未開墾のモンゴル諸旗と比較して見れば分かるように、ハラチン・モンゴル人の衣装、飲食、住宅などがもっとも優越している。したがって、これはモンゴル人に決して損害とならず、利益をもたらすであろう。前者のことを言えば、光緒十六、七年において、熱河領域内で起こった金丹匪乱の暴動は、実はモンゴル人と漢民の間の積怨によって起こった暴動であり、互いに嫌って、今でも絶えず続いていて、いつでも起こりかねない。もしも、同化する方法を取れば、嫌う主体も自分とともに同化される。したがって、漢民に決して損害とならず、利益をもたらすであろう（『内蒙古教育志』編委会編1995：582）。

彼はこの引用部分のすぐ前の所で、モンゴル人を互いに牽制させれば、清国の脅威にならず、辺境を安定させることになると述べている。またこの部分では、1891年の金丹道暴動は、モンゴル人と漢人との衝突であり、その積怨がまだ続いているため、再度起こらないように対策を取れば、移民して来た漢人をはじめ、地域の安定を確保することができると述べている。前述の「移民実辺政策」の実施など、「新政」をモンゴルへ導入する際の社

[10] 以下、本稿では、特に重要な史料のみ、原文と訳文の両方を提示し、他は訳文のみを提示することとしたい。

会の安定化をも考慮しているものと考えられる。さらに、モンゴル人が漢人の耕種、工芸、商売などの生活手段や習慣に影響されれば、より良い生計を立てられるだろうという、モンゴル人の伝統的な生業形態を一切考慮しない、偏った意見を述べている。

その後、粛親王は、呉禄貞、姚錫光、陳祖壇らの主張をまとめ、モンゴル経営建議を清朝に上奏した。その内容は、主に開墾、鉱山開発、馬政、呢碱（毛皮製品）、鉄路、学校、銀行、治盗をめぐる提案だった。後に粛親王は理藩部[11]大臣となり、理藩部の内部を整頓して漢人を重用した。また、モンゴル王公との積極的な連携をも進め、上京させて「新政」について傍聴させた（薛2004：14-16）。具体的には、モンゴル王公の法政知識を高める目的で清末に創設された貴胄法政学堂のことを指す。清末の資政院における蒙蔵議員の人数を確保するために、理藩部が清朝に上奏して創設した学堂である（張2012：2）。光諸34（1908）年の秋、グンサンノルブはこの学堂に入学するため、福晋とともに上京していた。そして、ハラチン右翼旗に創設された女学堂毓正女学堂が1909年に、軍事学堂守正武備学堂が1910年に運営停止となる（汪2006：86-88）。

清朝政府によるこれらのモンゴル経営建議を、グンサンノルブが光緒34（1908）年正月17日に、清朝政府に提出した所謂「八項目の近代化政策」[12]の内容と照らし合わせてみよう。これは、(1) 設立銀行 (2) 速修鉄路 (3) 開採鉱山 (4) 整頓農工商 (5) 予備外交 (6) 普及教育 (7) 監督新軍 (8) 創辦巡警という八項目の建議のことである。明らかに粛親王の建議内容の「鉱山開発、鉄路、学校、銀行」、姚錫光の「整頓農工商」を元にして建議したものに相違ない。要するに、グンサンノルブは粛親王ら調査団との交流を通して、これら満洲人官僚や漢人官僚の「モンゴル経営建議」を完全に受け入れ、従う立場に立っていたということである。この点について、粛親王がグンサンノルブの妻の兄であり、呉禄貞がグンサンノルブのもっとも畏敬する友人であったという彼自身の個人的な立場も深く関わっていると考えられる。グンサンノルブの上奏内容を見ると、

> 〈筆者による漢文からの和訳〉…（現今のような）危機的時期に陥ったのは、兵力不足や厳しい財政によるものである。外敵の侵害は、辺境が不安定だからである。…三百年にわたって恩恵を受けてきたにもかかわらず、外患が生じている現在、大政によってモンゴルを復興させるべきではないか。…

と清朝の安定を考慮しつつ、その辺境地域としてモンゴルを復興させ近代化させることを上奏した建議である。その中での教育に関する内容を見ると、モンゴルにおいては、漢文

[11] 1906年7月に理藩院を理藩部と改称する。
[12] 中国第一歴史档案館所蔵の漢文史料「奏為陳明中外時勢力行新政事」。档案番号03-7438-010。

の分かる人が非常に少ない上に、モンゴル文の分かる人もごく少数であるという。そこで、「旨飭下學部理藩部先就東蒙古籌議責成各旗王公札薩克廣興教育並令其子弟入學」、すなわち理藩部の「東蒙古籌議」に従って、各旗の王公ザサグに教育を振興させるよう呼びかけるべきことをも述べている。

このように、グンサンノルブによる「八項目の近代化政策」の提議を、その目的や内容から詳細に見ると、民族主義的な発言ももちろん含まれてはいるが、むしろ清王朝の官僚としてモンゴルの近代化を建策している点がより明瞭であろうかと思われる。

2. ハラチン左翼旗における学堂創設・運営の実態とグンサンノルブ

上述のような社会背景の下で、「新政」の一環として光緒30（1904）年に制定された「奏定学堂章程」[13]は内モンゴル地域でいかにして実行され、いかなる問題に直面したのであろうか。特に、上述したハラチン右翼旗のモンゴル王公グンサンノルブが清朝政府の実施する「新政」に積極的に従う姿勢を示していたのに対して、同じハラチン地域の一旗であるハラチン左翼旗の事例を取り上げて、その具体相を見ていきたい。ハラチン左翼旗では1906年から近代的な学堂が作られ（喀喇沁左翼蒙古族自治県志編纂委員会1998：43）、1930年代になると、初級小学校23校、女子小学校1校、高級小学校1校にまで増えたと言われている（胡春梅2003：7）。ハラチン右翼旗が日本の影響下で日本人教師を招いて近代教育を開始したのに対して、左翼旗や中旗での教育はいかなるものであったのか。「旗と県」という二重の行政機構の下でのモンゴル人向けの教育振興という実態を念頭に置きつつ、上記の問題を検証していきたい。

(1)「奏定学堂章程」の実施とハラチン左翼旗の対応

前述した「奏定学堂章程」の教育改革が実施されるに当たって、ハラチン左翼旗へも以下のような命令文が送られていた。

〈筆者による漢文からの和訳〉直隷州臨時署理事分府（同知）の侯補官吏に在任して建昌県[14]を管理する○○[15]がハラチン左翼旗に伝える。わたくしは皇帝の諭旨を受けて、学堂を創設することを調査している。皇帝の命令によると、モンゴル人であれ、漢人であれ、学堂を開設するべきである。（中略）　　光緒三十（1904）年九月二十六[16]

[13] 1904年1月、張之洞、栄慶、張百熙の三人の起草になる清末の近代学校制度の規範である。
[14] 移民してきた漢人を管理するために、清末にハラチン左翼旗内に設置された県である。
[15] 判読不能。
[16] ハラチン左翼モンゴル族自治県档案局所蔵の漢文史料「关于旗扎萨克出售常平仓木料办高等小学堂的文件 1907」。档案番号200-186-2。

これは直隷州臨時署理事分府から派遣されてきて建昌県を管理している官僚が「奏定学堂章程」の公布後、新式学堂を創設する件でハラチン左翼旗に皇帝の命令を伝えている文書である。この時点での学堂に関する皇帝の命令というのは言うまでもなく「奏定学堂章程」の実行を指している。また、同じ文書の最初の方では下記のようにハラチン左翼旗を督促している。

（前略）旗長の命令なしに（学堂を）開設できないのである。現在、（建昌）県においては高等小学堂を既に開校している。各郷にも初等小学堂を創るべきである。各督練などが（皇帝の）命令に従って施行して、直ちに通知するべきである。（後略）[17]

ハラチン左翼旗の旗長が許可を出すことによって管轄下のモンゴル人向けに旗内において直ちに学堂を開設するように、と建昌県側が督促している。また、この史料から、建昌県では光緒30（1904）年に高等小学堂が既に創られていることがわかる。

この「奏定学堂章程」にもとづく学校制度は、当時の日本の制度を全面的に模倣したもので、初等小学堂5年、高等小学堂4年を合わせて、初等教育9年としていた（阿部1993：5）。初等教育9年という教育課程を順調に行わせるために、漢人居住地域である建昌県が優先され、ここを中心に近代学校教育が行われていた。この点も、ハラチン左翼旗のモンゴル人向け教育が漢人居住地域である建昌県に遅れて開始された理由だと言えよう。そこで、モンゴル人居住地域であるハラチン左翼旗では、まず初等小学堂での教育のみを行おうとしていたことがわかる。

このように、光緒30（1904）年に清朝政府が「奏定学堂章程」を発布した後、すぐにハラチン左翼旗にもモンゴル人向けの学堂を創設するように命じていたことが分かるが、下記の史料に見えるように、ハラチン左翼旗では、「奏定学堂章程」が発布された直後に初等小学堂が創られたわけではなかった。

〈原文〉盟長轉飭大部札開令各旗創設學堂教授才能力圖富强等因正當釐定新政章程之際伏思創設學堂寔為目前要政又係蒙古進身之始敝旂情願樂従本年秋季由本貝勒私産籌款在本札薩克處先設旂蒙小學堂一所（中略）選集十齢以上十八歳以下聰敏子弟三十人（中略）
〈筆者による漢文からの和訳〉「（前略）各旗が学堂を創って教育を重視すれば、強くなる。特に、新政の章程が改めて定められた現今においては学堂創設が重要であるし、モンゴルの進歩にもかかわるので、自ら協力して従うように」と言って盟長（グンサンノルブ）

[17] 同上。

が命令してきた。今年（1907）の秋に、ベイレである私（旗長熙凌阿、シリンガ）が私財で本ザサグ（旗長）の所に旗の啓蒙小学堂を創り（中略）十歳以上十八歳以下の子供三十人を入学させ（中略）　　光緒三十三（1907）年十二月二十六日[18]

もともと光緒30（1904）年に学堂を創設するよう命じられていたのに対して、この史料によると、それより3年遅れた光緒33（1907）年の秋になってから、旗長熙凌阿によって初めて啓蒙小学堂という近代的学堂が創られたことがわかる。一方、喀喇沁左翼蒙古族自治県志編纂委員会1998:43では、光緒32（1906）年10月に、ハラチン左翼旗で啓蒙小学堂が創られ、学生が24人いたと記述されている。先行研究でも喀喇沁左翼蒙古族自治県志編纂委員会1998がよく参照されていて、ハラチン左翼旗では光緒32（1906）年10月に学堂が創られたように永らく伝えられてきた。しかし、上記档案史料によると、ハラチン左翼旗に啓蒙小学堂が創られたのは確実に光緒33（1907）年の秋のことであり、30人の子供を入学させたことが分かる。さらにこの光緒33年という創設年次は、後述する経費支出の史料からもはっきりと確認できる。したがって、喀喇沁左翼蒙古族自治県志編纂委員会1998：43が誤って創設年次を1年早く記述してしまったものと考えられる。

次に、上記の史料では、ハラチン左翼旗の旗長熙凌阿が「私財」で学堂を創設したと記されている。しかしそれは、熙凌阿が個人の資金で創設したという意味ではなく、後述するようにハラチン左翼旗の資金を利用した可能性が高い。この点は、ハラチン右翼旗の旗長グンサンノルブと類似した行動である。さらに、この学堂が「教育を重視すれば、モンゴルが強くなる」という当時のジョスト盟盟長であったグンサンノルブ（ハラチン右翼旗の旗長を兼任）自身の呼びかけに従って創設されたことも分かる。「新政の章程が定められた現今においては学堂創設が重要であるし、モンゴルの発展にもかかわる…」というグンサンノルブの伝え方から、清朝の新政に期待を寄せて、自民族の発展を図ろうとする姿勢が見られるであろう。清朝による当時の新政の背景には、前述した姚錫光の同化政策があったのであるが、グンサンノルブらモンゴル王侯は、近代化を優先的に考えていたためか、それに危機感を持たず、新政を実行しようとしていた。

（2）漢文の学習を重視した教員養成とその教授内容

ハラチン右翼旗では、もともとの管旗章京であった于瑞生、管旗章京衙であった海山（ハイサン）、梅倫章京であった汪良甫らのような旗内の官員職にあった人たちがそのまま学

[18] ハラチン左翼モンゴル族自治県档案局所蔵の漢文史料「关于旗扎萨克出售常平仓木料办高等小学堂的文件 1907」。档案番号200-186-5と200-186-7。

堂の日常業務を管理していた（中国人民政治協商会議赤峰市委員会文史資料研究委員会編1986：74-75）。教員の中ではモンゴル人教員よりも日本人教員や漢人教員の方が多かった。それに対してハラチン左翼旗における教員養成はいかなる形態をとっていたのか、以下の史料を見ていこう。

〈筆者による漢文からの和訳〉…貴旗で以下のことを直ちに取り調べていただきたい。全てのモンゴルの村に初等小学堂を設立して人材を育成する件について、どのように資金を集めて、旗のどんなところを選んで、学堂を創るかを決め、招聘する教員の人数を予定して文書を添えて（建昌）県に伝達するようにしていただきたい。教員を県の高等小学堂に招き入れ、教師と生徒がお互いに平等かつ礼儀正しくするように、教授方法[19]の諸規定の講習を受けさせる。食事代は学堂の経費に任せる。12月以降に、教授方法を身につけるようになってから、（旗の）学堂へ赴かせて教員とさせる。このように教員を育て、学務を整えることを望みたい。　　光緒三十（1904）年九月二十六[20]

この史料は、ハラチン左翼旗で、どのように資金を集めて旗内のどこを選んで学堂を作るか決め、招聘する教師の人数を予定して文書を添えて建昌県に伝達するように、と建昌県が要求しているものである。初等学堂が作られたら、予定されている教員たちに建昌県の高等小学堂で教育法に関する知識を講習させ、その期間内の食事代は左翼旗の学堂の経費に負わせると言っている。また、建昌県の高等小学堂で教員を養成するということは、そこで漢語の教育を受けてから、モンゴル旗に戻るということでもある。その他にも、教師と生徒がお互いに平等かつ礼儀正しくするという思想的基盤の形成を強調している。

また、史料から分かるように、教育法を三か月ほど学べば、旗の初等小学堂で教員とさせるという速成教育による教員養成の方針を伝えている。この点では、日本や、浙江、天津、広東などの中国本土から教師を招聘したり、旗内の知識人を教師としたりしていたハラチン右翼旗とは大きく異なり、日本人教師を招いたり、日本式教育を直接導入したりしていないことがはっきりとわかる。

他にも、「盟からハラチン左翼旗の協理タブナン・ブヤンイレルト、協理タブナン・ダチンガに知らせる。建昌県の高等小学堂を卒業したモンゴル人学生であるBaodungyang[21]が

[19] 中国本土でも、当時の学堂の多くがかつての私塾における暗記第一主義と体罰という教授方法をそのまま踏襲していたといわれる。阿部1993：124による。

[20] ハラチン左翼モンゴル族自治県档案局所蔵の漢文史料「关于旗扎萨克出售常平仓木料办高等小学堂的文件 1907」。档案番号200-186-2。

[21] 漢字は不明。

申し出るには、彼は幼い頃から漢語が読めて、ここで勉強して卒業している。彼を旗の学堂に入れて教師とするのはどうか。貴旗の出身の人を貴旗の人材育成に貢献させるのは良いことではないか。光緒三十四（1908）年八月十四日」[22]という盟からの推薦の文書もある。この人物は幼い頃から漢語が読めて高等小学堂も卒業しているというので、漢語が達者であるという理由で推薦されたものと思われる。このように地元出身のモンゴル人教師を招くこともあったが、漢語の分かる人を優先的に選考したということが確認できる。

ハラチン右翼旗の学堂に赴任していた日本人教師も日本語と漢語の通訳ができる人に同行してもらっている点から見ると、漢語で授業をしていた可能性が高いと考えられる。河原操子の自伝にある「生徒の成績」をみても分かるように試験問題は漢語から日本語への翻訳と日本語から漢語への翻訳であった（河原1969：223）。以下の史料から明らかなように、ハラチン左翼旗では満洲文字とモンゴル文字のできる教員や漢文のできる教員を招いていた。そして、満洲語、モンゴル語、漢語の文語を教えていたということから、教授内容は識字を重視する段階に留まっていたことが窺える。

〈筆者による漢文からの和訳〉…満蒙文に精通する蒙文教員一人と漢文教員師範生一人を募集して、十歳以上十八歳以下の子供三十人を入学させ、満蒙漢三体の文字を教えている。この学堂は内地の章程に従って運営している。

光緒三十三（1907）年十二月二十六日[23]

以上のような教員養成や教授内容から見ると、清末の「新政」は、清朝政府がモンゴル人の漢語学習を禁止していた元々の方針を大きく変更するものであった。例えば、1853年に、理藩院はハラチン左翼旗に「モンゴル人が漢文を学習し、漢名を名乗ることを禁止する。（中略）モンゴル人が漢人の学堂で学んで、漢人の習慣に影響されたら、元々の忠実な性格を失う恐れがある。…」[24]と命じている。しかし、1902年の『欽定学制』が公布されて、漢語の国語としての地位が法律上確定されたことによって、モンゴル人の漢語学習を禁止する規定も自然に廃止された（于2006：79）。

また、内蒙古社会科学院図書館に所蔵される由来・執筆年代不詳のモンゴル語手写本『世

[22] 〈筆者によるモンゴル文からの和訳〉ハラチン左翼モンゴル族自治県档案局所蔵のモンゴル語史料「关于旗扎萨克出售常平仓木料办高等小学堂的文件 1907」。档案番号200-186-25。

[23] ハラチン左翼モンゴル族自治県档案局所蔵の漢文史料「关于旗扎萨克出售常平仓木料办高等小学堂的文件 1907」。档案番号200-186-5と200-186-7。

[24] 〈筆者によるモンゴル文からの和訳〉『喀喇沁左翼旗檔案綜録』編委會2011「關於不準蒙古人學習漢文的文件」（總596卷：91）。

界の著名人―グンサンノルブ』[25]においては、軍事教育と女子教育の重要性を強調しつつ、「我々の旗には、モンゴル人と漢人が混住しているため、私の管轄の属民（モンゴル人）が教育を受けないと、漢人に遅れをとって、圧迫されるだろう」というグンサンノルブの学堂創設を志した理由が書かれている。清末に漢人が大量に流入し、また金丹道暴動[26]の影響で多くの地元モンゴル人が北方のホルチン地域へ移住した（ブレンサイン2003）。この右翼旗と全く同じ理由によって、ハラチン左翼旗でも旗内のモンゴル人の人口が大きく減少する社会変動が起こり、その中で、モンゴルの伝統文化を重視する教育を行うという余裕も持つことができず、少数のモンゴル人と多数の漢人[27]からなる社会の安定を優先的に考えた結果、上記のように漢語教育を重視することになったと言えよう。

3. ハラチン右翼旗・左翼旗における「近代教育」の限界

(1) 多額の運営資金を要する初期の学堂

こうして、ハラチン左翼旗でも学堂が開設されたが、それを運営するのにどの程度の資金調達が必要であって、それをどのように集めていたのであろうか。清朝政府は、学堂の経費について、上からの補助を行わず、それぞれの地方の事情に照らして財政措置を取るように命じた（阿部1993：60）。そのため、ハラチン左翼旗で創設される学堂の校舎設置等の経費は旗が負担することとなっていた。光緒33（1907）年の12月にハラチン左翼旗の旗長熙凌阿が「倉庫の木や煉瓦を売り出して、学堂の経費とする」ことを理藩部に求めて、許可されている[28]。また、それを理藩部が熱河都統を経由してジョスト盟の盟長であるグンサンノルブに伝達する際に、熱河都統が盟長グンサンノルブに「ハラチン左翼旗が設立した啓蒙小学堂の学校運営と資金調達の詳細を該都統に報告してほしい」と要求した[29]ため、ハラチン左翼旗は以下のような「啓蒙学堂の経費支出一覧」を作成して報告した。

---

[25] *delekei-yin neretü kümüs-ün temdeglel*。崇正学堂の教師として常時学堂を管理していた常安（漢名邢致祥、グンサンノルブに信頼されていた書記）が中華民国期に書いたものであるが、何年に書かれたかは不明。グンサンノルブの側近が自ら記した史料なので、以下に引用する言葉は直接聞いた発言である可能性が高いと思われる。筆者は原文を内蒙古社会科学院で確認している。鄭・李（2012：貢桑諾爾布伝・蒙古文抄本37-38）を参照。

[26]「モンゴル人を殺して、積怨を晴らし」、「モンゴル人と遭ったらわけを聞かずに殺す」などというスローガンを掲げた「紅帽子」「紅巾賊」と呼ばれる漢人の白蓮教系宗教秘密結社が光緒17（1891）年10月9日から起こした事件である。ブレンサイン2003：183-184を参照。

[27] 清末のジョスト盟において、モンゴル人の人口が210,721人であったに対して、漢人の人口が988,400人であった。中見2013：65。

[28] ハラチン左翼モンゴル族自治県档案局所蔵の漢文史料「关于旗扎萨克出售常平仓木料办高等小学堂的文件 1907」。档案番号200-186-5。

[29] 同上。

〈筆者による漢文からの和訳〉本旗の啓蒙学堂が光緒三十三（1907）年の秋に開設された時から三十三年の年末に冬休みに入った時期までのすべての経費支出一覧を一度記録して報告する。この経費支出一覧へのご審査を伏して賜りたく、ご審査を請う次第である。

李寶から罰款として取り立てた罰金[30]東銭[31]1800吊[32]の収入

韓景發から荒価[33]東銭5500吊の収入

以上の二件で7300吊を受領した。

出費の詳細

食事代	
（以下省略）	（以下省略）
木匠食事代	銭200吊50文
煉瓦工食事代	銭350吊
交通費	
教員の交通費	銭550吊
文具	
学堂用文具	銭110吊90文
新聞	
全年官報一部	銭2吊26文
食材	
豚肉	銭113吊80文
葱	銭13吊50文
豆腐	銭109吊40文
香油	銭99吊
白菜900斤	銭36吊
小米	銭190吊80文
燃料	
木炭	銭156吊70文
雑用係り	
鋼爐鍋工[42]	銭9吊
収拾烟筒石工[41]	銭2吊
做門簾成衣工[40]	銭17吊50文
木工共川子布[39]	銭350吊
大工夫	銭82吊50文
瓦匠光	銭202吊50文
糊匠工[38]	銭壽10吊
剃頭李祥	銭6吊
車夫連剛	銭50吊
打雑依巴[37]	文銭30吊
火夫拉**嘛**[36]	文銭497吊70文
厨師劉富[35]	文工銭139吊600文
買班李寶[34]	金銭80吊
教職員	
書識李	薪金東銭120吊
漢文教員李	薪金東銭300吊
蒙文教員瑪	薪金東銭200吊
学董李	薪金東銭200吊

[30] 李寶という人物による何らかの罪に対する罰金だと考えられる。
[31] 現在のところ、意味不明。
[32] 中国で銅銭1000枚（文）を意味する。
[33] 未耕地を貸した、あるいは売った時の収入だと思われる。
[34] 買い物役かと思われる。前記の李寶という人と同一人物かどうか不明。
[35] 劉富という名の料理人だと思われる。
[36] 拉**嘛**という名の料理人だと思われる。
[37] 依巴という名の種々のこまごまし仕事をやる人かと思われる。
[38] 糊を用意する人だと思われる。
[39] 共川子布という名の木工だと思われる。
[40] 意味不明。
[41] 煙突を清掃する人だと思われる。
[42] 意味不明。

以上の48項目で合計5946吊140文を支出し、学堂には1353吊860文の純益金が貯金されている。光緒三十四（1908）年正月二十五日謹んで具す[43]。

これが、光緒33（1907）年の秋に啓蒙学堂が初めて開設された時から33年の年末に冬休みに入った時期までのすべての経費支出目録を記録して熱河都統に報告した文書である。啓蒙学堂は李賓という人物から何らかの罪による罰款として東銭1800吊を受け取り、韓景發という人物から荒地収入5500吊を受け取って、以上合計7300吊を経費とした。そこから漢文教師、蒙文教師らの給与を支払った上で、校舎の建設に関わった瓦匠工、木工や料理人らの給与を払い、学堂の食事用の米、肉、豆腐などの食材を買い、学堂用の文具や教員の交通費までも出していたことが分かる。これ以降に、前述した通り、新たに理藩部の許可を得て、倉庫の木や煉瓦を売り出して、学堂の経費としたわけである。なお、前述した1908年の李殿英による旗への上呈文では漢文教員李の給与が600吊となっていたが、この1907年時点では300吊となっている。

また、連剛という名の車夫が雇用されていたことから、家の遠い学生を馬車で出迎えていたと推定できる。ハラチン右翼旗でも、より多くの学生を集めるために、学生を馬車で出迎えていた（中国人民政治協商会議赤峰市委員会文史資料研究委員会編1986：81）。清末当時においては、十歳から十八歳の子供と言えども一家の労働力として家事を支えることが少なくなかったと思われる。こうした子供、特に家の遠い子供を、いきなり集めて学堂に入学させることには多少困難があったと思われる。

表の中の「全年官報」とは、光緒三十三（1907）年に、清朝政府が初めて発行した『政治官報』（後に、『内閣官報』と改称される）のことを指す。『政治官報』は、清末に中央政府の論旨、奏章及び法律や命令などを公布していた正式な官報である。ハラチン左翼旗の学堂はこの官報を購入して、中央での奏章や命令などに注目していたと考えられる。

結局、罰款収入や荒地収入などを利用して、学堂の宿舎、食事や教員の給与などすべての費用を旗が負担して運営していた。また、上述のように旗内の古い施設の木材や煉瓦を売り出して、学堂の経費とするなどの手法も取っていた。その他にも、下記史料に見られるように、宣統元（1909）年の時点においては、旗の官員たちに学堂運営の費用を負担させていたことがわかる。

〈筆者によるモンゴル文からの和訳〉△衙門の文書。△△△[44]に委託し、調査させて準備

[43] ハラチン左翼モンゴル族自治県档案局所蔵の漢文史料「关于旗扎萨克出售常平仓木料办高等小学堂的文件 1907」。档案番号200-186-22。

[44] 原文でも△印がついている。

してもらうためである。（中略）官員の官職に応じて、一定のお金を収めて学堂の運営に使わせるように委託しているが、その件が今に至るまできちんと整えられていないので、旗の官員が学堂に払うべきお金を全員に知らせて、一昨年既に払っている者を除き、他の官員に早速払うよう伝えてほしい。（中略）

梅林章京（meyiren jǎnggi）	五万[45]
閑散梅林章京、参領（jalan jǎnggi）	四千[46]
閑散参領、蘇木章京（sumun jǎnggi）	三万
閑散蘇木章京、驍騎校（orulan kögegči）	二万
閑散驍騎校	一万

宣統元（1909）年閏二月十五日[47]

いつから旗の官員に経費を負担させていたか明らかではないが、少なくとも宣統元年の時点においては、学校の運営経費を旗の官員に負担させていたことが分かる。この史料から見ると、担う金額も役職別に異なっていたようである。

上記史料によると、清末になってから初めて近代学堂が創られたためか、旗の官員たち全員がそれに同意して、必要性を認識していたわけではないようである。旗が定めた金額を全員が払っていたわけではなかった上、支払いの滞りもあったことがわかる。これはハラチン右翼旗の場合と大きく異なるが、清末当時においては旗民を育成するため、旗長らが様々な手法で資金を集め、学校の運営を維持しようとしていたことが分かるであろう。ハラチン右翼旗の場合は、グンサンノルブが自分自身の俸給を提供したり、王府の土地を小作に出したりして、学校運営資金に当てていた（吴、邢1979：5）。

学堂開設後の運営状況や教員の給与については、以下のような史料がある。

〈筆者による漢文からの和訳〉前任の学董である李殿英が上呈する。

学校業務のことを引き継ぐために上呈する。去年の冬十月から現在に至るまで、本旗の学堂の学生人数はまだまだ規定された人数に達していない。経費も集めにくいなどやるべきことが整えられていないところが多いので、学務[48]にまだ報告していない。（中略）

[45] 銅銭の枚数であると思われる。以下、同じ。
[46] 四万の誤りだと思われる。
[47] ハラチン左翼モンゴル族自治県档案局所蔵のモンゴル語史料「关于旗扎萨克出售常平仓木料办高等小学堂的文件 1907」。档案番号200-186-1。
[48] 清末に北京に設立された教育行政機関。

学校の職員全員に支給すべき給与の金額を述べ、審査を請うところである。（中略）

左記の通り学校に勤める人たちに薪水（給与）としていくらかを支給すべきである。

副学董、梅林章京の陳に一年に東銭[49]を支給すべきである。

漢文教員李に薪水（給与）600吊、食事代600吊を支給すべきである。

蒙文教員梁に薪水（給与）200吊、食事代600吊を支給すべきである。

書識（書記）の事務室に300吊の手当を支給すべきである。

買辦[50]に120吊を支給すべきである。

厨人[51]に正月から毎月の薪水（給与）として36吊を支給すべきである。

各学生が一人につき100吊の食事代を納めるべきである。

学生は24人いて、档案室にそれに関する記録が記載されている。

光緒三十四（1908）年七月二十六日具す[52]。

この史料は、前任の学董、つまり学堂を管理する地位にあった李殿英という人物が、学生を規定通りに集められず、資金を集めることもできなかったため、ハラチン左翼旗の役所にその任務を引き継ぐ時の文書である。この文書には学務人員の給与、手当、食事代などの項目が詳細に記されている。

ここから、1908年時点でのハラチン左翼旗の初等小学堂において、李という名の漢文教員が一人、梁という名の蒙文教員が一人、事務を管理する書識（書記）が一人、小学堂の買い物などを担う買辦という役の人が一人、食事を用意する厨人が一人いて、その他に日常の運営を旗の梅林章京の陳が管理していたということが分かる。また、それぞれ給与の金額が異なっていた。漢文教員、蒙文教員、書識（書記）の給与が比較的高かった。その中でも漢文教員の給与が一番高い600吊であり、蒙文教員の給与はその三分の一の200吊であり、食事代は同じ600吊であった。ただし前述した1908年正月における熱河都統への報告では漢文教員の給与が300吊となっている。この史料に現れる1908年7月時点での600吊という額は、誤りであるか、あるいは、1年間で倍増したという可能性もある。いずれにしても漢文教員の給与が蒙文教員より高かった。その理由は、蒙文教員が地元の人であるのに対して、漢文教員は中国内地から招いている可能性が高いので、給与の差があったものかと考えられる。

---

[49] ここでは給与の金額が抜け落ちている。

[50] 学校の日用品を買いそろえる人を指す。

[51] 学校の食事を用意する料理人を指す。

[52] ハラチン左翼モンゴル族自治県档案局所蔵の漢文史料「关于旗扎萨克出售常平仓木料办高等小学堂的文件 1907」。档案番号200-186-23。

(2) 学生募集状況と民衆の対応

ハラチン右翼旗では、「ハラチン三学」が創設された当初、地元の属民らが近代的な学校教育に無理解であったため、学生を募集することすら困難であった。属民に協力してもらうために免税措置などをとっていたことがよく知られている（鄭・李2012：30）。

日本人教師の河原操子が聞いた笑い話によると、清末当時において、アラド（平民）が近代的な学校教育に対して無理解であったという（河原1969:209-210）。例えば、「今度王府へ洋人が来たそうだ。それについて王から娘をつれて来いということだが、娘をつれて行ったら一体どうするのだろう」という噂話からみると、彼らは、外国人を招いて教育を行うことの意義さえ理解していない。また彼らは「こんな王の下にあっては、今にどんな目にあわされるか知れぬ」と言って、近代教育を振興しようとするグンサンノルブの苦心を全く理解できずにいた。このようなアラドに新式教育を行うことを理解してもらうことが、その時に直面した最初の問題であったろう。ハラチン右翼旗の書記であった汪国鈞（モンゴル名バヤンビリグト）[53]が書いた『蒙古紀聞』ではこれと同じようなことが下記のように記述されている。

〈筆者による漢文からの和訳〉…無知なアラドは王の善意を誤解して「王爺が日本へ旅する時に多額の借金をしたため、それを返せなくなり、日本に500名の男女児童を送らなければいけないことになった。もし、（児童が）日本に行かせられたら、（児童の）眼球をえぐり取って、カメラの材料として使うそうだ。」と噂話をしていた。それを聞いた人たちは大騒ぎになり、特にハラチン右翼旗東南部のアラドが家や土地を売って、北の方へ逃亡した。その事実を聞いた王が役人を派遣して説得させ、（旗の）境界を超えるのを禁止しようとして、ガンジュル廟（甘珠蘇穆廟）[54]のところで800戸余りの移住を止めたが、他の道を通って逃走した者500戸余りを追うことはできなかった…（汪2006：86）

アラドの認識がこのように低く、逃亡することまで起こったという点から、近代的学堂が創設された当初において、学生を募集することすら困難であったことが分かるであろう。「…グンサンノルブは学生のいる家庭の税金を免除し、玄関に木で作られた牌符[55]をかけてやった。こうして、子供を送る属民が増えてきて、今年の学生は多くなった。光緒30（1904）年に於いて…」という『世界名人』（鄭・李2012：30）のグンサンノルブに関する記述から

[53] 彼の祖先の原籍は山東省登州府汶県であったが、彼自身は既にモンゴル名を名乗ってモンゴル語を話せるようになっていた。
[54] ハラチン右翼旗の東側にあった。現在の遼寧省建平県付近にある北方へ行く重要な通り道。
[55] 税金免除を証明する木製の札。

見ると、免税によって学生を募集することができ、学生数が増えたようである。また、『蒙古紀聞』に、「王と夫人が学生たちの家のことまで配慮したりしていたので、各学堂ができて一年以上経ってから、属民は王の熱心さが徐々に分かるようになってきた。その後、王子坟[56]と公爺府[57]にも学校が創られたが、光緒34（1908）年に王爺が北京に引っ越してしまったことで、停止になった[58]」（汪2006：86-87）とも記述されていることからみると、学生数が増えただけではなく、グンサンノルブはハラチン右翼旗の王府以外のところでも一時は学堂を増設したようである。

このように近代的な学堂に無理解であったアラドをグンサンノルブらが説得して、免税対策をとったため、財政上の負担が重くなったのも当然であるが、それは後述することにしよう。ハラチン左翼旗でも同じような困難を抱えていたことが以下の史料から分かる。

〈筆者によるモンゴル文からの和訳〉章京ガルディが衙門に上呈して、お知らせする。命令に従って、ソムの役人に学堂へ行かせる子供を選んでもらった。章京トゥメンバヤル（中略）ら皆の返事によると、今月の十五日頃に、彼ら本人が学堂へ行かせる子供を送ってくるということであった。このため、お知らせ申し上げる次第である。

光緒三十四（1908）年三月十一日[59]

ハラチン左翼旗では、旗長が各ソムの章京らに生徒の募集を命令していたことがわかる。そして、上記史料が示すように、ソム章京ら自身が管轄のソムから学堂へ行かせる子供を送ってきていた。ただしその結果としては、「札蘭マンダルが上奏して知らせることは、（中略）章京バトムンケやボウジョンらの話では、彼らのソムには条件に相当する子が一人もいないようである。役人の私も仕方がないので、このように報告している。光緒三十四（1908）年三月二十五日」[60]などというように、学生を集めることができなかったと上申する文書[61]が多く残っている。清末の「新政」に従って、子供を旗の学堂に送ってほしいという命令であったが、ほとんどのソムは、条件に当たるような学生がいないと報告するのみ

[56] 現在の遼寧省建平県三家郷のシンアイリ（新愛里）村。
[57] 現在の内モンゴル自治区赤峰市ハラチン旗の錦山鎮。
[58] これ以降、王と夫人は主に北京で暮らすようになり、前述の毓正女学堂同様、スポンサー不在になってしまったものと思われる。
[59] ハラチン左翼モンゴル族自治県档案局所蔵のモンゴル語史料「关于旗扎萨克出售常平仓木料办高等小学堂的文件 1907」。档案番号200-186-14。
[60] 〈筆者によるモンゴル文からの和訳〉ハラチン左翼モンゴル族自治県档案局所蔵のモンゴル語史料「关于旗扎萨克出售常平仓木料办高等小学堂的文件 1907」。档案番号200-186-17。
[61] 他にも、ハラチン左翼モンゴル族自治県档案局所蔵のモンゴル語史料「关于旗扎萨克出售常平仓木料办高等小学堂的文件 1907」の中に、档案番号200-186-15と200-186-16などが見られる。

で、はっきりした対策を取っていなかったことがわかる。

以上のように、ハラチンの右翼旗や左翼旗においては、新式学堂を運営するに当たって、民衆の理解を得て、多くの学生を募集することが非常に困難な状況であった。その中でも、特にハラチン左翼旗は、建昌県の監督下で、盟長グンサンノルブの呼びかけに従って、数年遅れた1907年からようやく近代学校教育が始められたため、対策もいろいろと遅れていたようである。

(3) 多額の財政負担に伴う危険な試み

『蒙古紀聞』によると、グンサンノルブは学堂運営のために自分の俸禄を費やしたのみならず、王府の貴重な骨董品まで売りに出していた。また、最初の頃、ハラチン右翼旗の西方にある孟格溝や唐頭溝などの400頃[62]あまりの土地を漢人に売り出した（汪2003：85）。それらに加えてグンサンノルブは学生を募集するために、前述の通り、属民に対して免税政策を実施していたのであるが、学堂の拡大につれてその運営はさらなる財政上の困難を引き起こした。そのこともあったためか、グンサンノルブとハラチン左翼旗旗長熙凌阿は川島浪速を通して、日本の横浜正金銀行から借款を試みたようである[63]。

〈原文〉借款証書写

本證書名義人喀喇沁（カラチン）王貢喀喇沁貝勒熙ハ卓索圖（チョソト）盟五旗ヲ代表シ地方ヲ保衛スルノ目的ヲ以テ大日本國（餘白トス）君ヨリ日本金貨（餘白）ヲ借用シ年利五歩三年ヲ以テ限リトナシ元利ヲ返還スヘク卓索図盟内一切ノ鑛山ヲ以テ抵当トナシ若シ返還スル能ハサルトキハ（餘白）君ノ随意開採ニ任シ期限内ハ他人ノ開辦ヲ許サヽルヘキコトヲ言明ス其支出使用ノ方法ニ至テモ亦必ス（餘白）君ト商議スヘク以テ信守ヲ昭ニス茲ニ借用証ヲ作リ証トナス

宣統　　年　　月　　日

喀喇沁王貢　　印

喀喇沁貝勒熙[64]　印

[62] 中国で用いられた土地面積の単位。およそ6ヘクタール前後。

[63] ここでは、インターネット上で公開されているアジア歴史センターから原文の写真を見てそのまま引用する。() 内の文言も原文のまま引用する。「JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B04010740400、対支借款関係雑件／蒙古ノ部（1-7-1-044）（外務省外交史料館）」より。

[64] 原文が間違っている。熙と書くのが正しい。

この借款証の年月日は不明であるが、宣統年間であったことは確認できる。證書名義人の喀喇沁王貢というのはハラチン右翼旗の旗長グンサンノルブのことを指し、喀喇沁貝勒熙というのはハラチン左翼旗の旗長熙凌阿のことを指している。この二人の旗長がジョスト盟5旗を代表して日本から借款を求めた際の借款証の写しである。この借款が現実に実施されたのかどうかはなお不明であるが、「地方ヲ保衛スルノ目的ヲ以テ」と言う事柄の中には、当然のことながら学堂運営に使用する目的もあったはずである。グンサンノルブは多様な方法で学堂運営を維持しようとしたものと思われる。

当時、漢人とモンゴル人を管理する政府は県と旗とに分かれていたが、土地の管理権はモンゴル王公たちの旗側にあった。そこで、グンサンノルブらがジョスト盟の一切の鉱山を抵当として日本から資金を借りるという計画を立てたわけである。しかしながら、客観的に見て、これは大変危険なかけであったと言わざるを得ないであろう。アルマスオチルやハイサンがグンサンノルブと決定的に対立する立場にあった理由も、この危険性に対する認識の甘さあたりから充分に理解することができるのではないだろうか。

結局、グンサンノルブがハラチンで主導した「近代教育」の導入とは、清末の「新政」を疑いなくそのまま受け入れて、清朝官僚らに協力した結果の産物であった。そして、それは「モンゴルの近代化」を実現するというスローガンの下で、モンゴルの伝統文化を無視し、新たな知識を取得する手段として漢語が重視され、さらなる漢化をもたらそうとするものであった。そして、最終的には、漢人移住をさらに促進し、鉱山・土地といった固有の財産をも外国の勢力から守り得なくなるほどの危険を招こうとしていたのである。

結論

清末の内モンゴル・ハラチン地域における「近代教育」に関する本稿での検討によって、まず、ハラチン左翼旗で初期の教育が始まるのは、ハラチン右翼旗における日本の協力を得たグンサンノルブの学堂創設からの直接の影響ではなく、清末の「新政」からの直接の影響の結果であることが確認できた。清朝による当時の「新政」実施の背景には、姚錫光ら清朝官僚の「蒙漢同化」政策があったが、グンサンノルブらモンゴル王侯は、近代化を優先的に考えたためか、清朝の「新政」に一方的に期待を寄せて、自民族の発展を図ろうとしていた。ジョスト盟の盟長だったグンサンノルブは、清朝の「新政」派の官僚に従い、自らの呼びかけによって、管轄下のハラチン左翼旗にもモンゴル人向けの近代学堂を創設させた。そして、高額の給与や手当を教師や学生らに支給してまで、学堂を創設し、運営しようとしたため、結果的にハラチン地域のモンゴル王侯らは財政困難に陥って、近代化を実現するどころか、むしろモンゴル人にとって大きな負担となっていた。

こうして創設されたハラチン左翼旗における教育は、直隷省や奉天省等の近隣の漢人居

住地域やハラチン右翼旗よりもやや遅れて、1907年に始まった。ハラチン左翼旗での教科内容をみると、近隣の漢人居住地域とは異なって、満洲語、モンゴル語、漢語等の初級識字教育を重視していた。漢語教員の給与がモンゴル語教員よりも高かったことも確認できた。その理由については、「蒙漢同化」を目的とした教育の実施に当たって、漢語の学習がより重視されていたからかもしれない。また、漢語教員を中国内地から招いていた可能性とも関係があるかもしれない。

グンサンノルブが最初に創設した「ハラチン三学」も、清朝の「新政」の枠内において、日本の協力で行われたことがわかった。日露戦争後、粛親王ら清朝の官僚は、グンサンノルブとの個人的な関係を利用してモンゴルの他の地域にも近代学堂を広げようとしていた。要するに、グンサンノルブがハラチン地域で主導した「近代教育」の導入とは、清末の「新政」に危機感を持たず、そのまま受け入れ、清朝の官僚らに協力した結果であるともいえる。言い換えれば、グンサンノルブは、清朝がモンゴルに「新政」を実施する際の導き手の役割を演じたわけである。そして、それは「モンゴルの近代化」を実現するというスローガンの下で、実質上はモンゴルの伝統文化を無視するような性格のものであった。すなわち、結果的に、漢人移住をさらに促進し、鉱山・土地といったハラチン・モンゴル固有の財産をも外国勢力から守り得なくなるほどの危険を招く可能性をも秘めたものであった。したがって、清末の「新政」に基づいて行われたこれらの「近代教育」は、多くの限界を抱えながら、モンゴルの伝統文化の発展に貢献できたと言い難いのではないだろうか。

今後の課題としては、モンゴル地域を管理する行政機関が清朝の理藩院から中華民国の蒙蔵院へと変わる政治体制の変化の中で、上述した内モンゴル・ハラチン地域のその後の教育事業がどのように展開され、蒙蔵学校との関連がいかなるものであったのか、などの問題があげられるであろう。

参考文献

史料

① 中国第一歴史档案館所蔵の档案史料

② 遼寧省朝陽市ハラチン左翼モンゴル族自治県档案局所蔵の档案史料

③『喀喇沁左翼旗檔案綜録』編委會2011『喀喇沁左翼旗檔案綜録』（總596卷）遼寧民族出版社

④『内蒙古教育志』編委会編1995『内蒙古教育史志資料』（第二輯）内蒙古大学出版社

⑤ 中国人民政治協商会議赤峰市委員会文史資料研究委員会編1986『赤峰市文史資料選輯（第四輯）（喀喇沁専輯）赤峰市文史資料委員会

⑥ 汪国鈞2006『蒙古紀聞』（玛希、徐世明校注）内蒙古人民出版社
⑦ 鄭暁光・李俊義主編（2012）『貢桑諾爾布的史料遺拾（上）』内蒙古人民出版社
⑧ 姚錫光2008『籌蒙芻議』『内蒙古歴史文献叢書（四）』遠方出版社
⑨ 陳祖墉2008『東蒙古紀程』『内蒙古歴史文献叢書（四）』遠方出版社
⑩ 呉禄貞2008『東四盟蒙古實紀』『内蒙古歴史文献叢書（四）』遠方出版社
同2008『經營蒙古條議』『内蒙古歴史文献叢書（四）』遠方出版社

日本語文献

アローハン2016「グンサンノルブによる日本陸軍軍人招聘―伊藤柳太郎が招聘された経緯と背景―」『内陸アジア史研究』31：93-117
阿部洋1993『中国近代学校史研究―清末における近代学校制度の成立過程』福村出版
岡洋樹2007『清代モンゴル盟旗制度の研究』東方書店
同2010「清朝の外藩モンゴル統治における新政の位置」『歴史評論』725：16-26
岡本雅享1999『中国の少数民族教育と言語政策』社会評論社
于逢春2001「清末内蒙古の教育改革と貢王について―いわゆる「貢王三学」を中心として―」『アジア教育史研究』10：51-63
河原操子1969『カラチン王妃と私』芙蓉書房
トイメル（訳：江揚山起・柳澤明）2007「呉禄貞の描いた清末の内モンゴル東部社会とそのモンゴル経営思想―『東四盟蒙古實紀』、『經營蒙古條議』を中心に―」『近現代内モンゴル東部の変容』雄山閣：125-156
ナヒヤ2010「清末における「教育興蒙」について―内モンゴル東部を中心に―」『アジア地域文化研究』7：61-81
中見立夫2013『「満蒙問題」の歴史的構図』東京大学出版会
萩原守2006『清代モンゴルの裁判と裁判文書』創文社
哈申其其格2013「内モンゴルの近代とハラチン王・グンサンノルブ―その近代的改革と独立志向をめぐって―」『言語・地域文化研究』19：299-318
ブレンサイン2003『近現代におけるモンゴル人農耕村落社会の形成』風間書房
山下裕作1999「理藩院から理藩部へ―内モンゴル開発の契機―」『史峯』8：1-21
横田素子2003「喀喇沁右旗札薩克貢桑諾爾布の学堂創設」『アジア民族造形学会誌』3：27-35
同2004「喀喇沁右旗学堂と日本人」『中日文化研究所所報』3：75-84

中国語文献

胡春梅2003『民族教育発展研究』内蒙古教育出版社
焦紅娟2010「内蒙古東四盟与肅親王的調査」内蒙古大学修士論文
喀喇沁左翼蒙古族自治県志編纂委員会1998『喀喇沁左翼蒙古族自治県志』遼寧人民出版社

吴恩和、邢复礼1979「貢桑諾爾布」『内蒙古近現代王公録』（内蒙古文史资料第三十二輯）政協内蒙古自治区文史資料委員会
薛瑞漢2004「清末新政時期的善耆与蒙古」『史学研究』489：12-16
于逢春2006『中国国民国家構築与国民統合之歴程―20世紀上半叶東北辺疆民族国民教育為主』黒竜江教育出版社
張建軍2012『清末民初蒙古議員及其活動研究』中央民族大学出版社

付記

本稿の内容は、公益財団法人松下幸之助記念財団研究助成金（助成期間：平成26年10月1日-平成27年3月31日）による研究成果の一部として、「満族史研究会第30回大会」（於日本大学、2015年5月30日）にて口頭発表を行っている。また、本稿は日本学術振興会平成27年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。